

山形県特殊詐欺被害撲滅推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県、県警察、市町村及び関係機関・団体が連携して、県民の大きな脅威となっている特殊詐欺被害を撲滅する県民運動を展開するため、山形県特殊詐欺被害撲滅推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 特殊詐欺被害撲滅に向けた取組計画の策定及び変更
- (2) 特殊詐欺被害撲滅に向けた情報交換及び連携の強化
- (3) 構成団体等による特殊詐欺被害撲滅に向けた取組の促進及び支援
- (4) その他特殊詐欺被害撲滅に向けた取組の推進に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等で構成する。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、山形県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、山形県警察本部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、会議の開催が必要であると判断したときは、会議を招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課及び山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。

山形県特殊詐欺被害撲滅推進協議会 構成機関・団体

区 分	機関・団体名	備 考
国	東北財務局山形財務事務所	
市町村	山形県市長会	
	山形県町村会	
防犯団体	公益社団法人山形県防犯協会連合会	
	公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター	
	山形県防犯設備協会	
金融・保険	日本銀行山形事務所	
	山形県金融機関防犯対策協議会	
	一般社団法人生命保険協会山形県協会	
スーパー・コンビニ	山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会	
事業者団体	山形県商工会議所連合会	
	山形県商工会連合会	
	山形県中小企業団体中央会	
	公益社団法人山形県観光物産協会	
	山形県商店街振興組合連合会	
	山形県電機商業組合	
	一般社団法人山形県ハイヤー協会	
	一般社団法人山形県警備業協会	
	一般社団法人山形県建設業協会	
	山形県遊技業協同組合	
	公益社団法人山形県柔道整復師会	
福祉関係	山形県民生委員児童委員協議会	
	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	
	一般社団法人山形県老人クラブ連合会	
	公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会	
	山形県婦人連盟	
理美容関係	山形県美容業生活衛生同業組合	
	山形県理容生活衛生同業組合	
法曹関係	山形県弁護士会	
	山形県司法書士会	

区 分	機関・団体名	備 考
報道機関	朝日新聞社山形総局	
	毎日新聞社山形支局	
	読売新聞社山形支局	
	産経新聞社山形支局	
	河北新報社山形総局	
	共同通信社山形支局	
	時事通信社山形支局	
	山形新聞社	
	荘内日報社山形支局	
	日本放送協会山形放送局	
	山形放送株式会社	
	株式会社山形テレビ	
	株式会社テレビユー山形	
	株式会社さくらんぼテレビジョン	
	株式会社ダイバーシティメディア	
	株式会社ニューメディア	
	株式会社エフエム山形	
通信事業者	一般社団法人山形県情報産業協会	
	公益財団法人日本電信電話ユーザ協会山形支部	
教育関係	山形県中学校長会	
	山形県高等学校長会	
	山形県特別支援学校長会	
	公益社団法人山形県私立学校総連合会	
	山形県PTA連合会	
	山形県高等学校PTA連合会	
	山形県私立中学高等学校PTA連合会	
県	山形県	
	山形県警察本部	
	山形県教育委員会	